

事業の概要と申請方法について……………(利用券の利用方法は裏面をご確認ください)

1 高齢者タクシー・バス利用助成事業

平成28年5月から
開始

1. 対象者

4月1日時点で、長泉町に住民登録があり、かつ75歳以上の方
(例. 平成28年度の場合、昭和16年4月1日以前のお生まれの方が対象です。)
ただし、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、地域密着型のグループホームに入所している場合、
又は病院に入院している場合は対象外です。

2. 事業内容

タクシー・バスで利用できる利用券を50枚(100円×50枚=5,000円分) 交付します。利用期限は申請した年度の3月31日までです。
※利用券は、長泉町と契約しているタクシー会社・バス会社で利用可能です。

3. 申請方法

- ①長寿介護課(役場北館1階入って左側の窓口)に申請書を提出
※年度初めは込み合うため、役場本館2階のロビー(階段裏)等にて
申請を受け付けます。詳細は広報ながいずみでお知らせします。
- ②本人確認後、利用券を交付します。
※紛失等があっても再交付はしません。

【持ち物】

- 後期高齢者医療被保険者証等、本人確認できる書類
- 印鑑



3 外出支援サービス事業

1. 対象者

長泉町に住民登録がある65歳以上の方で、次の①～④すべての条件を満たす方

- ①要介護1～5の認定を受けている
- ②町民税非課税世帯に属している
- ③一般の交通機関を利用することが困難
- ④障害者手帳の交付を受けていて、自動車税または軽自動車税の減免を受けていない

2. 事業内容

居宅と医療機関の移動のために利用するタクシー料金の初乗り運賃を助成する利用券を交付します。
※利用券は、申請いただいた月から年度末までの月数×4枚を発行し、月4枚まで利用できます。

3. 申請方法

- ①担当のケアマネジャーと面談
- ②面談したケアマネジャーが、長寿介護課に申請書等を提出



2 高齢者運転免許証自主返納支援事業

運転が不安なかと、
運転免許証を
返納しませんか!?

1. 対象者

長泉町に住民登録があり、運転免許証を自主的に返納した65歳以上の方
※申請の際には警察署等で交付された「運転経歴証明書」が必要です。

2. 事業内容

- ①運転経歴証明書の交付手数料(1,000円)を助成します。
- ②タクシー料金が1割引きとなる利用券を交付します。

【タクシー券について】

- ・1回の申請で利用券100枚を交付します。
- ・利用券は、長泉町と契約しているタクシー会社で利用可能です。
- ・静岡県タクシー協会が実施しているタクシー料金1割引(高齢者運転免許証返納割引)とあわせると、2割引となります。
※迎車料金は割引適用外です。
- ・利用券の有効期間は初回に交付された年度に加え3年間です。この期間中は何度でも利用券の交付を受けることが出来ます。

【例】平成28年4月20日に申請した場合、平成32年3月31日までが有効期間となります。
(ただし、通常の有効期間内に75歳未満の方は、75歳を迎える年度の末日までが有効期間となります)

3. 申請方法

(1)警察署等で運転免許証を返納し、運転経歴証明書の交付の手続きをします。

- ①本人が裾野警察署等県内の警察署や東部運転免許センターで、運転免許証の返納と、運転経歴証明書の交付の手続きをします。 ※交番や派出所等では手続きができません。

【持ち物】

- 運転免許証(有効期間内のもの) ■印鑑 ■1,000円(運転経歴証明書交付手数料)
- ②手続き後、「運転経歴証明書」と「1,000円の領収書(レシート)」が発行されます。
※1,000円の領収書(レシート)は役場での運転経歴証明書交付手数料の助成申請の際に必要となりますので、なくさないでください。



(2)長泉町役場 長寿介護課 高齢者支援チーム窓口で申請をします。

【持ち物】

- 運転経歴証明書 ■印鑑
※運転経歴証明書交付手数料(1,000円)の申請は以下も必要です。
- 1,000円の領収書(レシート)
- 通帳(ゆうちょ銀行以外の金融機関の本人名義のもの)
※有効期間内に利用券が足りなくなった方は、再度②の申請ができます。(有効期間内であれば、申請回数に制限はありません。)

